

# 神氣会会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称及び所在地

- 1 本会は、神氣会と称する。
- 2 本会は京都市北区上賀茂本山、京都産業大学体育会合氣道部に置く。

### 第2条 目的及び活動

本会は、京都産業大学体育会合氣道部 OB の親睦会及び連絡強調を図ると共に現役部員の活動に対する支援を目的とする。

## 第2章 組織

### 第1条 会員資格

本会の会員の資格は、京都産業大学体育会合氣道部を原則卒部したものである。

### 第2条 役員

本会には、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名
- 3 事務局長 1名
- 4 事務局員 学生2名（神氣会幹事及び会計）
- 5 幹事 数名
- 6 相談役 1名（前会長）
- 7 会計監査 1名

### 第3条 役員任期

役員任期は、4年とする。

但し、学生は幹部職を担う期間とする。

## 第3章 会議

### 第1条 総会

- 1 総会は、本会の最高決議機関である。
- 2 定期総会は、2年に1回開催することとする。

### 第2条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であって、会長がこれを招集する。

## 第4章 財政

### 第1条 会費

本会の会費は年額2,000円とする。

但し、必要がある時は、役員会の決議を経て臨時に徴収する。

### 第2条 この会則は、平成27年1月1日より発効する。